

基幹水利施設管理事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2113号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正箇所）

改正後		現 行	
平成8年7月31日 8 構改A第596号 平成28年4月1日 27農振第2113号 最終改正 令和4年3月31日 3 農振第3006号		平成8年7月31日 8 構改A第596号 平成28年4月1日 27農振第2113号 最終改正 令和3年3月29日 2 農振第3549号	
第1～第6 (略)		第1～第6 (略)	
別記様式第1号～第6号 (略)		別記様式第1号～第6号 (略)	
別紙1 基幹水利施設管理強化計画記載要領		別紙1 基幹水利施設管理強化計画記載要領	
項目	記載事項	項目	記載事項
1 策定目的	(略)	1 策定目的	(略)
2 地域の状況	(略)	2 地域の状況	(略)
3 対象施設	(略)	3 対象施設	(略)
4 施設管理強化方策	(略)	4 施設管理強化方策	(略)
5 管理再編計画	(略)	5 管理再編計画	(略)
6 管理組織の強化	(略)	6 管理組織の強化	(略)
7 施設整備計画	(略)	7 施設整備計画	(略)
8 <u>流域治水に係る取組</u>	<u>要綱第5の1の(4)の要件に該当する施設については、対象施設を活用した流域治水に係る取組内容を記載する。</u> <u>なお、当該施設が位置付けられた協定等の写しを添付する。事業実施年度内に協定等を策定又は締結する見込みの施設については、その予定年月を記</u>	(新設)	(新設)

	載し、策定又は締結の後速やかに提出する。		
別紙 2・3 (略)		別紙 2・3 (略)	

附 則

この通知は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。